

定 款

宮崎県宮崎市大字赤江 813 番地 2

社会福祉法人 柑翔福祉会

社会福祉法人柑翔福祉会 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所飛江田保育園の設置経営

(ロ) 保育所赤江保育園の設置経営

(ハ) 老人デイサービス事業（飛江田デイサービスセンター）

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人柑翔福祉会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 813 番地 2 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・

解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員とし権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用弁償を支給することができる。
 - 3 前項における支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員には議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用弁償を支給することができる。
- 3 前項における支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の業務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(損害賠償責任の免除)

第25条 この法人は、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）第114条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免

除することのできる額を限定として理事会の決議により免除することができる。

（責任限定契約）

第26条 この法人は、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第115条第1項の規定により、同項に規定する非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき限定される損害賠償責任額は同法第113条第1項第2号で定める最低責任限度額とする。

（招 集）

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

（決 議）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- （1） 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 814 番地 1、813 番地 2 所在の、鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、飛江田保育園園舎 1 棟（1 階 497.30 平方メートル、2 階 468.86 平方メートル、3 階 4.80 平方メートル）
附属建物・鉄筋コンクリート造コンクリートぶき平屋建 1 棟（2.57 平方メートル）
- （2） 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 823 番地 4 所在の木造かわらぶき平屋建、飛江田保育園第二園舎 1 棟（91.15 平方メートル）

- (3) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 814 番地 2、823 番地 5、823 番地 6 所在の、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建、飛江田デイサービスセンター1 棟 (354.46 平方メートル)
- (4) 宮崎県宮崎市大字恒久字辰喰 328 番地、327 番地 1、329 番地、330 番地 1、332 番地 2、所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、赤江保育園園舎 1 棟 (1 階 440.40 平方メートル、2 階 430.00 平方メートル、3 階 19.50 平方メートル)
附属建物・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建物置 1 棟 (9.54 平方メートル)
- (5) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 813 番地 3 所在の、土地 (266.00 平方メートル)
- (6) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 814 番地 2 所在の、土地 (461.00 平方メートル)
- (7) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 823 番地 6 所在の、土地 (186.37 平方メートル)
- (8) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 824 番地 7 所在の、土地 (17.00 平方メートル)
- (9) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 823 番地 4 所在の、土地 (174.60 平方メートル)
- (10) 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 814 番地 1 所在の、土地 (511.00 平方メートル)
- (11) 宮崎県宮崎市大字田吉字西田 1028 番地 1 所在の、土地 (554.00 平方メートル)
- (12) 宮崎県宮崎市大字恒久字辰喰 332 番地 1 所在の、土地 (81.00 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 1 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 3 2 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 3 3 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同

様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉法人事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮崎市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人柑翔福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 坂井源市

理事 高妻一郎

理事 中平高資

理事 飛岡輝雄

理事 恒吉政男

理事 坂井幸雄

監事 清 隆夫

監事 金丸 豪

附 則

この定款は、昭和52年 3月 4日より施行する。
昭和52年 7月 13日より施行する。
昭和63年10月17日より施行する。
平成 3年11月27日より施行する。
平成 6年 7月22日より施行する。
平成 8年 9月 2日より施行する。
平成11年 5月13日より施行する。
平成12年10月31日より施行する。
平成14年 9月 5日より施行する。
平成17年 6月23日より施行する。
平成19年 7月10日より施行する。
平成20年 7月31日より施行する。
平成23年 7月11日より施行する。
平成24年 9月28日より施行する。
平成25年 9月 6日より施行する。
平成29年 4月 1日より施行する。
平成30年 4月 1日より施行する。
令和 5年 4月 1日より施行する。

社会福祉法人柑翔福祉会

	氏 名	
評議員	高橋 昌久	一ッ葉保育園理事長
//	山田 卓志	大坪保育園理事長
//	茶蘭 孝雄	元宮崎銀行支店長
//	恒吉 誠	宮崎総合警備株式会社
//	石神 重徳	多機能型発達支援あお
//	志村 洋信	宮崎中央眼科
//	坂井 省悟	グループホーム施設長
理事長	高妻 一郎	柑翔福祉会理事長
理 事	落合 俊郎	自営業
//	酒井 徳人	労務士
//	川越 賢二	会社員
//	江藤 勇氣	飛江田デイ生活指導員
//	高妻 秀次	飛江田保育園園長
監 事	後藤 泰孝	土地家屋調査士
//	櫛間 章司	介護職員
評議員選任・解任委員会	小倉 保郎	自営業
//	櫛間 章司	介護職員
//	津口 新子	赤江保育園事務員

社会福祉法人柑翔福社会役員一覧

役員名	氏 名
評議員	高橋 昌久
//	山田 卓志
//	茶園 孝雄
//	恒吉 誠
//	石神 重徳
//	志村 洋信
//	坂井 省悟
理事長	高妻 一郎
理 事	落合 俊郎
//	酒井 徳人
//	川越 賢二
//	江藤 勇気
//	高妻 秀次
監 事	後藤 泰孝
//	櫛間 章司

「介護予防通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第 4570100687 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1・事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 柑翔福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 824 番地 3 |
| (3) 電話番号 | 0985-52-2183 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 高妻一郎 |
| (5) 設立月日 | 昭和 51 年 12 月 6 日 |

2・事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防通所介護事業所・平成 11 年 11 月 22 日指定 |
| (2) 事業所の目的 | 各種のサービスを提供することにより、心身機能の維持、生活の助長、社会的孤立感の解消を図り、生きがいつくり及び介護予防に資するとともに、家族の身体的・精神的な負担軽減を図ることを目的としております。 |
| (3) 事業所の名称 | 飛江田デイサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 813 番地 3 |
| (5) 電話番号 | 0985-52-2289 |
| (6) FAX 番号 | 0985-52-2296 |
| (7) 事業所長（管理者） | 高妻秀次 |
| (8) 当事業所の運営方針 | 第 2 の家庭を目指し、環境・雰囲気づくりに気を配りながら各種のサービスを提供することによって、健康状態を観察し病気の予防や異常の早期発見に努める。 |
| (9) 開設年月 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| (10) 利用定員 | 30 名 |

3・事業実施地域及び営業時間

(1) 宮崎市内

(2) 営業時間

月～金	午前 9 時～午後 4 時 00 分
土・日	定休日

(営業をしない日は 12 月 30 日～1 月 3 日)

4・職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

職種	常 勤	非常勤
管理者	1 名	
生活相談員	1 名	
看護職員	1 名	1 名
運動器機能向上指導員（看護職員兼務）	1 名	1 名
介護職員	2 名	5 名
調理員		1 名

5・当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業者では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の 8 割又は、9 割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事（但し、食材料費は別途いただきます）

- ・当事業所では、調理員の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 11:40 ～ 12:20

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

③ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

【利用料金】

介護予防通所介護利用料

(単位/月)

区 分	自己負担額
要支援 1	1,647 単位
要支援 2	3,377 単位

(送迎、入浴は基本単位に包括されます)

加算分

(単位/月)

運動器機能向上体制加算	225 単位	
サービス提供体制強化加算 (I) イ	要支援 1	72 単位
	要支援 2	144 単位
介護職員処遇改善加算 (I)	要支援 1	115 単位
	要支援 2	221 単位

食材費

※1食当たり 600 円 (全額自己負担)

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 利用料金のお支払の方法

- ・料金・費用は、月払いでお支払下さい。

(3) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防通所介護サービスの中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日まで、もしくは当日午前 8：30～9：00 までに事業所に申し出て下さい。

6・苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 (担当者) 安藤真弓 電話 52-2289
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8：30～午後 5：00

7・個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当事業者が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、依頼等は以下の窓口で受け付けます。

- 個人情報受付窓口 (担当者) 安藤真弓 電話 52-2289
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8：30～午後 5：00

8・緊急時の対応方法

サービス提供中に要体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等へ連絡いたします。

かかりつけの 病院 主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 1 階

(2) 設備

食堂兼機能訓練室	1 室	113.54 m ²
浴 室	大浴室	19.13 m ²
	小浴室	9.55 m ²
	特殊浴室	11.78 m ²
静養室	1 室 3 床	8.74 m ²
相談室・事務室	1 室	17.82 m ²
団らんコーナー	1 室	17.10 m ²
送迎車	4 台	

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員** … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
介護職員が不足の場合は調理師が当たります。
- 生活相談員** … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
生活相談員が休みの場合は介護職員（常勤・介護福祉士が）行います。
- 看護職員** … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
看護職員が休みの場合は保育園の看護師が行います。
- 機能訓練指導員** … ご契約者の機能訓練を担当します。

3. 契約締結からサービス提供まで

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス支援計画表（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。

4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、

仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「介護予防サービス支援計画表（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

「介護予防通所介護」重要事項説明書

別紙の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	宮崎市大字赤江字飛江田 813 番地
	事業者名	社会福祉法人 柑翔福社会 飛江田デイサービスセンター
	代 表 者	理事長 高 妻 一 郎 印

契約者	住 所	
	氏 名	印

(代理人)	住 所	
	氏 名	印

本重要事項説明書と同時に＜契約書＞にも記名、捺印し、それをもって契約開始となる。

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第 4570100687 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. 苦情の受付について.....	4
7. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口.....	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 柑翔福祉会
- (2) 法人所在地 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 824～3 番地
- (3) 電話番号 0985-52-2183
- (4) 代表者氏名 理事長 高妻一郎
- (5) 設立年月 昭和 51 年 12 月 6 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成 11 年 11 月 22 日指定
※当事業所は飛江田保育園に隣接しています。
- (2) 事業所の目的 各種のサービスを提供することにより、心身機能を維持、生活の助長、社会的孤立感の解消を図り、生きがいつくり及び介護予防に資すると共に、家族の身体的・精神的な負担軽減を図ることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 飛江田デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 813～3 番地
- (5) 電話番号 0985-52-2289
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 高妻秀次
- (7) 当事業所の運営方針 第 2 の家庭を目指し、環境・雰囲気づくりに気を配りながら各種のサービスを提供することによって、健康状態を観察し病気の予防や異常の早期発見に努める。

- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
 (9) 利用定員 30 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域宮崎市内とする。
 (2) 営業時間

月～金	午前 9 時～午後 4 時 00 分
土・日	定休日

【営業をしない日は、12 月 30 日 ～ 1 月 3 日】

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤
管理者	1 名	
生活相談員	1 名	
看護職員	1 名	1 名
個別機能訓練指導員(看護職員兼務)	1 名	1 名
介護職員	2 名	5 名
調理員		1 名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 8 割又は、9 割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

- ①食事(但し、食材料費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、調理員の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています
 (食事時間) 12:00～12:30

- ②入浴 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。

- ③排泄 ご契約者の排泄の介助を行います。

- ④機能訓練 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

【利用料金】

①通所介護（通常規模型事業所 7～9 時間）（単位／日）

区 分	自己負担額
要介護 1	656 単位
要介護 2	775 単位
要介護 3	898 単位
要介護 4	1,021 単位
要介護 5	1,144 単位

（送迎は基本単価に包括されます）

通所介護（通常規模型事業所 5～7 時間）（単位／日）

区 分	自己負担額
要介護 1	572 単位
要介護 2	676 単位
要介護 3	780 単位
要介護 4	884 単位
要介護 5	988 単位

（送迎は基本単価に包括されます）

通所介護（通常規模型事業所 3～4 時間）（単位／日）

区 分	自己負担額
要介護 1	380 単位
要介護 2	436 単位
要介護 3	493 単位
要介護 4	548 単位
要介護 5	605 単位

（送迎は基本単価に包括されます）

◎加算分（単位／日）

区 分	自己負担額
入 浴	50 単位
個別機能訓練費（Ⅱ）	56 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月単位合計 59/1000 単位

◎食材費 ※1 食あたり ￥600 円（全額自己負担）

(2)利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

料金・費用は、月払いでお支払い下さい。

(3)利用の中止、変更、追加(契約書第 7 条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日まで、もしくは当日午前 8：30～9：00 までに事業者に出し出して下さい。

6. 苦情の受付について(契約書第 21 条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）安藤真弓 電話 52-2289
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8：30～午後 5：00

7. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口(契約書第 22 条及び 11 条参照)

当事業所が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、依頼等は以下の窓口で受け付けます。

- 個人情報受付窓口(担当者) 安藤真弓 電話 52-2289
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8:30～午後 5:00

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

かかりつけの 病院 主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号(平成 11 年 3 月 31 日)第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 1 階
- (2) 設備

食堂兼機能訓練室	1 室 113.54 m ²
浴 室	・大浴室 19.13 m ² ・小浴室 9.55 m ² ・特殊浴室 11.78 m ²
静養室	1 室 3 床 8.74 m ²
相談室・事務室	1 室 17.82 m ²
団らんコーナー	1 室 17.10 m ²
送迎車	4 台

2. 職員の配置状況

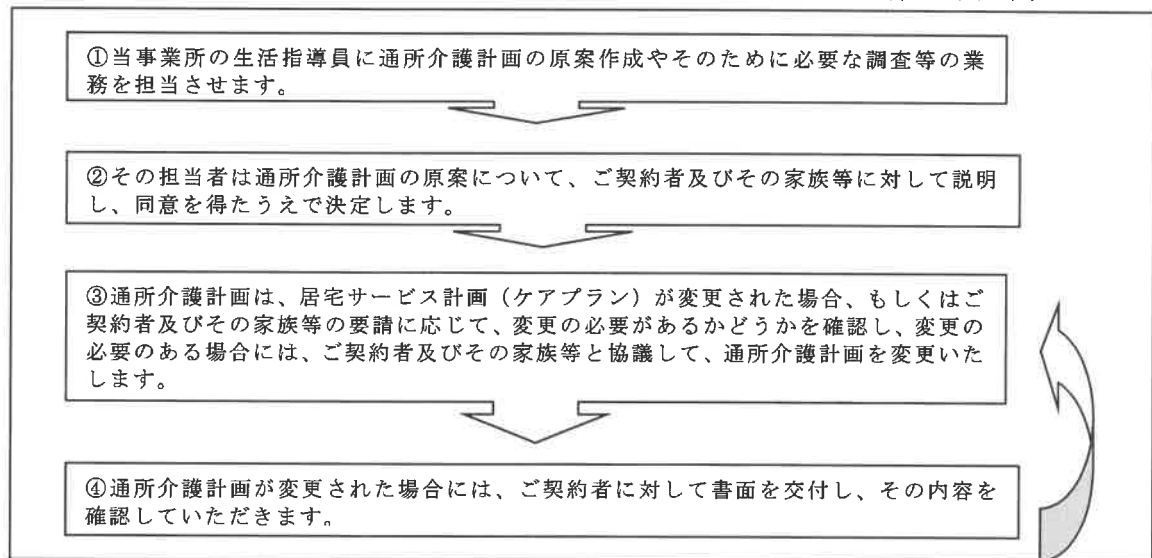
<配置職員の職種>

- 介護職員** … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
介護職員が不足の場合は調理師が当たります。
- 生活相談員** … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
生活相談員が休みの場合は介護職員(常勤・介護福祉士)が行います。
- 看護職員** … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
看護職員が休みの場合は保育園の看護師が行います。

機能訓練指導員… ご契約者の機能訓練を担当します。

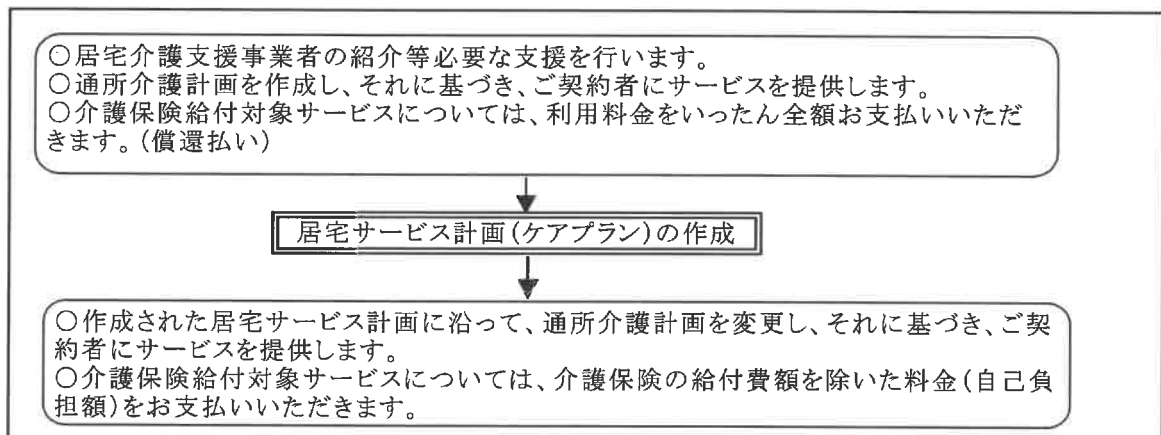
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

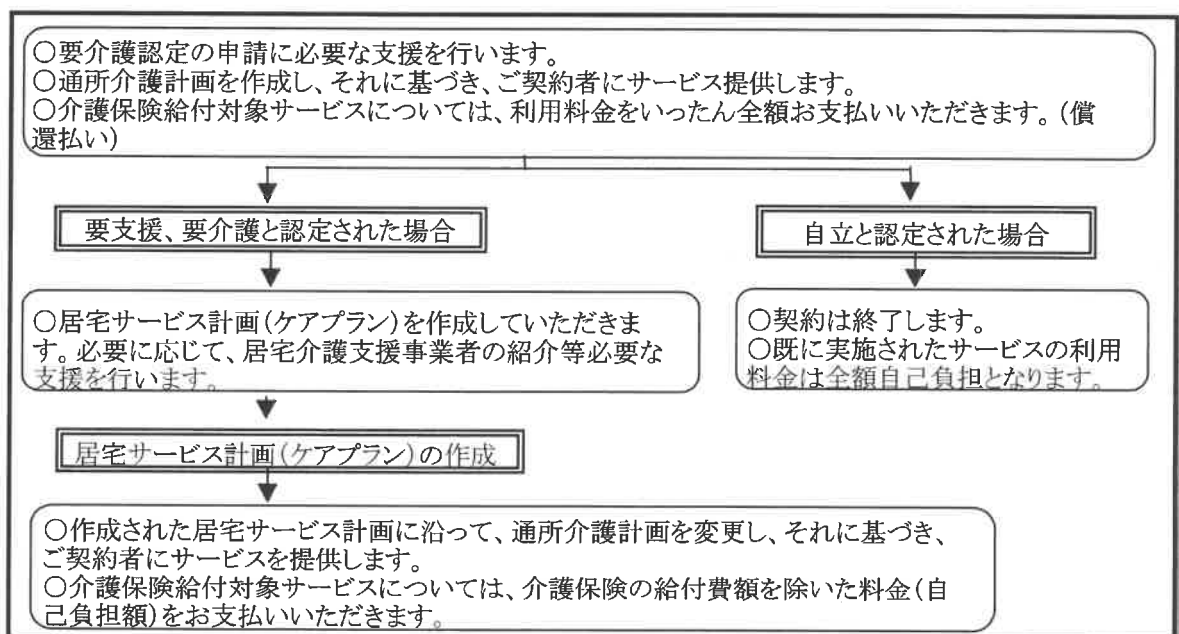


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条、第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助(契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

「指定通所介護」重要事項説明書

別紙の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	宮崎市大字赤江字飛江田 813 番地 3
	事業者名	社会福祉法人 柑翔福社会 飛江田デイサービスセンター
	代 表 者	理事長 高 妻 一 郎 印

契約者	住 所	
	氏 名	印

(代理人)	住 所	
	氏 名	印

本重要事項説明書と同時に＜契約書＞にも記名、捺印し、それをもって契約開始となる。